繰越活動増減差額の部

大区分	中区分	小区分
前期繰越活動増減差額		
当期末繰越活動増減差額		
基本金取崩額		
その他の積立金取崩額	（何）積立金取崩額	
その他の積立金積立額	（何）積立金積立額	
次期繰越活動増減差額		

第二章　経過措置

第五条　社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第三百四十九号）第四条第一項に規定する収益の額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額は、法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。

（社会福祉法人会計基準の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第四条の規定による改正後の社会福祉法人会計基準の規定は、平成二十九年四月一日以降に開始する会計年度に係る計算関係書類（同省令第二条に規定する計算関係書類をいう。）及び財産目録（同条に規定する財産目録をいう。）の作成について適用し、平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する会計年度に係る計算書類等（第四条の規定による改正前の社会福祉法人会計基準第二条に規定する計算書類等をいう。）の作成については、第四条の規定による改正前の社会福祉法人会計基準の規定を適用する。

経済産業省
○国土交通省
環境省令第二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）の一部の施行に伴い、並びに特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十八条第二項、第二十八条第三項、第二十九条第四項及び第三十条第四項の規定に基づき、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月十一日

経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　山本　公一

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省国土交通省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

○　特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）（抄）

改正後	改正前
（主務大臣の確認）	（主務大臣の確認）
第二十二条　（略）	**第二十二条**　（略）
2～4　（略）	2～4　（略）
5　特定特殊自動車の使用者は、確認証の交付を受けたときは、これを所持し、国又は都道府県の職員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。	5　特定特殊自動車の使用者は、確認証の交付を受けたときは、これを所持し、国の職員から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。
6　（略）	6　（略）
（法第三十条第五項の証明書の様式）	（法第二十九条第三項の証明書の様式）
第三十四条　法第三十条第五項の証明書の様式は、様式第二十三のとおりとする。	**第三十四条**　法第二十九条第三項の証明書の様式は、様式第二十三のとおりとする。
（指定等に関する手数料の納付）	（指定等に関する手数料の納付）
第三十五条　法第三十二条に規定する手数料については、国に納付する場合にあっては第三条、第十九条第一項又は第二十二条第一項の申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、登録機関に納付する場合にあっては法第二十一条第四項の特定原動機検査事務の実施に関する規程又は法第二十七条において準用する法第二十一条第四項の特定特殊自動車検査事務の実施に関する規程で定めるところにより納付しなければならない。	**第三十五条**　法第三十条に規定する手数料については、国に納付する場合にあっては第三条、第十九条第一項又は第二十二条第一項の申請書に、それぞれ当該手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、登録機関に納付する場合にあっては法第二十一条第四項の特定原動機検査事務の実施に関する規程又は法第二十七条において準用する法第二十一条第四項の特定特殊自動車検査事務の実施に関する規程で定めるところにより納付しなければならない。
2・3　（略）	2・3　（略）